

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要領

（趣旨）

第1条 県が交付する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（以下「交付金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第2条 交付金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、交付率及び交付の相手方は、次の表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付金の名称	交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）	新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や介護分野の職員の支援等を行うことにより、高齢者やその家族の生活と高齢者の健康維持に資する。	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱（令和2年6月19日厚生労働省老健局長通知老発0619第1号。以下「実施要綱」という。）に基づき行う次の事業</p> <p>1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 実施要綱に定める介護サービス事業所・施設等において、令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために発生したかかり増し経費</p>	次に掲げる経費の10/10。ただし、別添に定める額を限度とする。 報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	介護サービス事業所・施設等を運営する者
		<p>2 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 実施要綱に定める在宅サービス事業所が実施する利用再開に向けた利用者への働きかけに要する経費</p>	次に掲げる経費の10/10。ただし、別添に定める額を限度とする。 報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	在宅サービス事業所を運営する者
		<p>3 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する経費</p>	報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助及び交付金	
		<p>4 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業 (1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 ① 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サー</p>	慰労金、賃金、報酬、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及	介護サービス事業所・施設等を運営する者又は実施要綱に定める期間内に介護サービス事業所・施

		ビス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 ・ (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円 (その他の介護事業所・施設) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該事業所・施設で勤務した職員 1人20万円 ・ 上記以外の職員 1人5万円 ② ①以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 1人5万円	び交付金	設等において通算して10日以上勤務し、退職等した者(以下「退職者等」という。)
--	--	--	------	---

(交付の申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により作成、提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

区分	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類等の名称	様式	部数	提出期限
介護サービス事業所・施設等を運営する者	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に係る交付申請書兼請求書	規則の別記様式第1-1	1	1 事業所・施設別申請額一覧 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位) 3 介護慰労金受給職員表(法人単位) 4 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金代理受領委任状※提出不要	様式1 及び別添 様式2 様式3 様式4	1 1 1	令和3年3月5日
退職者等	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(介護分)個人用申請書兼請求書	規則の別記様式第1-2	1	1 本人確認書類の写し 2 振込先金融機関口座確認書類の写し		1 1	令和2年11月30日

2 知事は、前項に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するとともに、交付金を交付するものとする。

なお、交付金の交付において、退職者等が申請書兼請求書に記載した受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振込が完了せず、かつ、申請日から3か月後の末日までに、県が、申請者に連絡・確認できない場合は、県は当該申請が取り下げられたも

のとみなす。

(交付条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各事業計画の各事業区分の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（市町村が交付を受けた場合は単価50万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式5により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について（市町村が交付を受けた場合は、間接補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について）証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（市町村が交付を受けた場合は単価50万以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 県が付した条件に基づき市町村村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) 事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、交付金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (12) 事業と対象経費を重複して他の交付金等の交付を受けてはならないこと。

(軽微な変更)

第5条 第4条第2号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費の20%を超えて変更すること。

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式7)に変更の内容及び理由を記載して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

区分	提出すべき申請書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
介護サービス事業所・施設等を運営する者	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業所・施設別申請額一覧	様式1及び別添	1	事業完了後1か月を経過する日又は令和3年4月10日のいずれか早い日
				2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)に関する事業実施計画書(事業所単位)	様式2	1	
				3 介護慰労金受給職員表(法人単位)	様式3	1	

附 則

この要領は、令和2年度分の交付金に適用する。

別添 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象			(1)① 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		
事業所・施設等の種別(※1)			令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等(1~28)(※2)		
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	892	/事業所
	2		大規模型(I)	1,137	/事業所
	3		大規模型(II)	1,480	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		384	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		375	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939	/事業所
	7		大規模型(I)	1,181	/事業所
	8		大規模型(II)	1,885	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		44	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		534	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		564	/事業所
	12	訪問看護事業所		518	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		227	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		148	/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設		38	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員
	23	介護老人保健施設		38	/定員
	24	介護医療院		48	/定員
	25	介護療養型医療施設		43	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35	/定員
対象経費(※3)			a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費		
助成額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②の両方を助成することができる。		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない。

※3 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものである。

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所又は1定員当たり)				(3)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		(3)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	
助成対象				令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1～15、18～21)、居宅介護支援事業所(※2)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1～21)	
事業所・施設等の種別(※1)							
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	(電話による確認の場合)1.5 (訪問による確認の場合)3	/利用者	200	/事業所
	2		大規模型(I)		/利用者	200	/事業所
	3		大規模型(II)		/利用者	200	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)			/利用者	200	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所			/利用者	200	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型		/利用者	200	/事業所
	7		大規模型(I)		/利用者	200	/事業所
	8		大規模型(II)		/利用者	200	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		/利用者	200	/事業所	
訪問系	10	訪問介護事業所		/利用者	200	/事業所	
	11	訪問入浴介護事業所		/利用者	200	/事業所	
	12	訪問看護事業所		/利用者	200	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所		/利用者	200	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		/利用者	200	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所		/利用者	200	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認(※3)	1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5)	/利用者	200	/事業所
	17		訪問による確認(※3)	3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)	/利用者	200	/事業所
	多機能型	18	福祉用具貸与事業所		/利用者	200	/事業所
19		居宅療養管理指導事業所		/利用者	200	/事業所	
20		小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者	200	/事業所	
入所施設・居住系	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		/利用者	200	/事業所	
	22	介護老人福祉施設		-	-	-	
	23	地域密着型介護老人福祉施設		-	-	-	
	24	介護老人保健施設		-	-	-	
	25	介護医療院		-	-	-	
	26	介護療養型医療施設		-	-	-	
	27	認知症対応型共同生活介護事業所		-	-	-	
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		-	-	-	
	29	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		-	-	-	
	対象経費(※6)				・3つの密(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費		
助成額				・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(3)①・②両方を助成することができる。			

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

- ・在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合
- ・居宅介護支援事業所:在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じケアプラン修正)を行った場合

※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していただ利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者)

※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること。

※ 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと。また、「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと。

※3 1利用者につき、16と17は併給不可である。

※4 看護師、居宅管理療養指導を行う者(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士)

※5 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと

※6 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものである。